

旅行事故対策費用保険

改定前 保険期間の開始日が2022年3月31日以前	改定後 保険期間の開始日が2022年4月1日以降
<p style="text-align: center;">疾病治療費用補償特約</p> <p>(中略)</p> <p>別表1 第1条 (保険金を支払う場合) (1) ②の感染症</p> <p><u>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、 <small>がっこうちゅう</small>顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">疾病治療費用補償特約</p> <p>(中略)</p> <p>別表1 第1条 (保険金を支払う場合) (1) ②の感染症</p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症</u></p> <ul style="list-style-type: none">①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症⑤同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注1)⑥同条第8項に規定する指定感染症(注2) <p><u>(注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、</u></p> <p><u>(注2) 同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、</u></p> <p>(以下省略)</p>